

旅館業法の特例を用いて簡易宿所営業（農林漁業体験民宿業）の許可申請をする際の
事前確認の取扱要領

制定 令和 6 年 5 月 1 日 農振― 3 0

（目的）

- 第 1 条 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 4 6 号）（以下「農山漁村余暇法」という。）」第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設を営業する場合、旅館業法施行令第 2 条及び旅館業法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項において特例が定められている。
- 2 この「旅館業法の特例を用いて簡易宿所営業（農林漁業体験民宿業）の許可申請をする際の事前確認の取扱要領（以下「事前確認取扱要領」という。）では、申請者が「農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務（以下「役務」という。）」を提供できるか、許可申請の事前確認を円滑に実施するため必要な事項を定める。

（事前確認申請書の提出）

- 第 2 条 特例の適用により「農林漁業体験民宿業」を営もうとする者は、旅館業法に係る営業許可を申請する際に、事前確認申請書（様式 1）を各地域振興局農林部長に提出し、農山漁村余暇法施行規則第 2 条に規定する役務を提供できるかについて、事前確認を受けるものとする。

（事前確認の回答）

- 第 3 条 事前確認申請書の提出を受けた農林部長は、その内容を確認し、申請者に対し回答（様式 2）するとともに、事前確認申請書及び回答の写しを農山村振興課長に送付する。
- 2 回答を受けた申請者は、旅館業法に係る許可を申請する際には当該回答の写しを添付する。また、関係機関への相談時等に提示を求められた場合には、これを提示する。
- 3 保健所長及び保健所設置市においてはその長は、回答の内容等について、必要に応じ農林部長に照会することができる。
- 4 農林部長は、必要に応じ保健所長及び保健所設置市においてはその長に助言を求めることができる。

（申請者が必要な要件を満たさなくなった場合）

- 第 4 条 前条により事前確認を受けた者が、当該確認に係る要件を満たさなくなった場合は、農林部長にその旨を申し出なければならない。
- 申し出を受けた農林部長は、農山村振興課長及び当該施設を管轄する保健所長及び保健所設置市においてはその長に報告する。

(遵守事項)

第5条 第3条により確認を受けた者は、関係法令を遵守するとともに、県及び市町村の指示に従うこととする。

2 農林部長は、必要に応じて、現地調査等の実施状況の確認を行うことができるものとする。

なお、現地調査を実施した場合は、確認事項や指導事項等を取りまとめの上、申請書類とともに保管するものとする。

(留意事項)

第6条 農林部長は申請者に対し、農林漁業体験民宿業の許可申請をするにあたっては営業所所在地を管轄する保健所へ事前に相談し、旅館業法について申請の手順と方法、必要書類について確認するよう指導すること。

2 旅館業法の許可のほか、建築基準法、消防法、水質汚濁防止法、浄化槽法等に基づく確認・届出や食事を提供する際には食品衛生法などの営業許可が必要となる場合がある。

3 施設の条件や位置等によっては、自然公園法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法等の確認が必要となる場合がある。

4 営業しようとする施設が「市町村への権限移譲の推進に関する条例（秋田県条例第71号）」に基づき、旅館業法の許可に係る事務の移譲を受けた市町村にある場合は、本要領の取扱は当該市町村の判断とする。

5 「秋田県平鹿地域振興局と横手市との機能合体に関する基本協定（平成22年12月20日締結）」に基づき、横手市にあっては本取扱要領に準じて別途定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は令和6年5月1日から施行する。

(従前の要領の廃止)

「農林漁業体験民宿業の許可申請をする際の事前確認に係る取扱要領（平成30年4月17日付け農振一97）」は廃止する。なお、従前の取扱要領において確認を受けた施設については、その効力を失わないものとする。

参考

・第2条及び第3条関係 申請のフロー図

